

文教警察企業常任委員会会議録

平成25年 1 月22日

場 所 第3委員会室

平成25年 1 月 22 日 (火曜日)

総務課長	金井嘉郁
会計課長	草留勉
少年課長	時任和博
運転免許課長	坂元正宏

午後 0 時 58 分開会

会議に付託された議案等

- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成25年宮崎県警察運営方針及び運営重点について

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	牧浩一
議事課主任主事	田代篤生

出席委員 (6 人)

委員 長	西村賢
副委員 長	清山知憲
委員	蓬原正三
委員	横田照夫
委員	太田清海
委員	新見昌安

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

○西村委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程でありますがお手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後 0 時 58 分休憩

午後 0 時 59 分再開

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	加藤達也
警務部長	久米一郎
警務部参事官兼 首席監察官	宮下貴次
生活安全部長	深田周作
刑事部長	横山登
交通部長	上久保岩男
警備部長	日高昭二
警務部参事官兼 警務課長	中原淳一
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	山内敏
生活安全部参事官兼 地域課長	鍋島清三

○西村委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○加藤警察本部長 本年最初の常任委員会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員長を初め委員の皆様方には、昨年 1 年間、警察業務各般にわたりまして、格別の御理解、御支援を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本年も宮崎県警察といたしましては、組織の総合力を結集し、県民の期待と信頼に応える力強い警察活動を推進して、安全で安心して暮らせる宮崎県の実現に向け、努力してまいります。

でございます。引き続き、御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

本日は、お手元に資料を配付しておりますとおり、平成25年宮崎県警察運営方針及び運営重点につきまして御説明させていただきます。内容につきましては、警務部長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、交通規制課長が体調不良のため欠席させていただいておりますが、御了解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○久米警務部長 それでは、「平成25年宮崎県警察運営方針及び運営重点」について御説明いたします。

お配りした資料をごらんください。

今年の運営方針は、昨年に引き続き主題を「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」にするとともに、副題を「安全で安心な宮崎をめざして」としております。これは、事件・事故がますます複雑・多様化する昨今の治安情勢を踏まえ、郷土「宮崎」が安全で安心して暮らせることを願う県民の期待と信頼に応えるために、宮崎県警察の総合力を結集した力強い警察活動を本年も引き続き展開しようというものであります。

この方針のもとでの具体的な取り組みとして、犯罪の起きにくい社会づくりの推進、交通事故の総量抑止と交通秩序の確立、災害等重大事案への対処とテロの未然防止対策の推進、重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧、少年の非行防止と保護総合対策の推進、被害者支援の推進の6項目を運営重点に掲げております。

それでは、運営重点について説明します。

その一つは、「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」についてであります。

平成14年に刑法犯認知件数が戦後最多となり、さらなる増加傾向が見られたため、平成15年から、官民を挙げて街頭犯罪等抑止総合対策を推進した結果、昨年は、暫定値ながら刑法犯認知件数が8,428件となり、ピーク時からほぼ半減し、数値的には一定の成果を上げることができました。しかし、国民の間には、治安が向上したとの実感がそれほど高まっていない現状にあります。そこで、本年から「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」を1番目の運営重点に掲げ、安全で安心な宮崎づくりのため、さまざまな対策を推進することといたしました。

その一つが地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進であります。具体的には、警察署ごとに犯罪情勢を分析して、住民が不安を感じている犯罪を的確に把握した上で、諸対策を講じていくこととしております。

また、その他の対策としては、地域住民等との間に重層的な防犯ネットワークを整備し、防犯に役立つ情報をタイムリーに提供することにより、主体的な自主防犯活動を促すとともに、割れ窓理論に基づく社会環境の整備や秩序違反行為を含むあらゆる犯罪の取り締まりを強化することとしております。

さらに、社会的弱者と言われる子供、女性、高齢者を犯罪被害から守るため、性犯罪等に対する先制・予防的な活動や、振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺を撲滅するためのあらゆる活動を実施していくとともに、今後、ますます国民の間に普及していくと見られるサイバー空間における安全と秩序を維持するための諸対策を推進してまいります。

次に、「交通事故の総量抑止と交通秩序の確立」についてであります。

県内における昨年の交通事故情勢は、統計上

確定しておりませんので、死者数以外は概数であります。発生は1万867件、前年比マイナス100件、死者が50人、前年比プラス1人、負傷者は1万2,905人、前年比マイナス192人と、発生は2年連続、負傷者は3年連続して減少しました。しかし、死者数につきましては、前年より1人増の50人であり、このうち高齢者の死者が33人で、前年より6人増加しており、その全死者に占める割合は、全国平均の51.3%を大きく上回る66%となっております。

このような情勢を踏まえまして、警察としましては、県民運動として展開しております「てげてげ運転追放運動」のさらなる定着化を図っていくこととしております。また、高齢者関与の交通事故防止対策や良好な自転車交通秩序の実現に向けた総合対策などを通じて、自治体等関係機関・団体との緊密な連携のもと、「平成27年までに、年間の24時間死者数を39人以下にする」という第9次宮崎県交通安全計画の目標達成を目指すこととしております。

また、東九州自動車道の延伸に伴う交通対策や交通安全施設の計画的な整備・更新など快適な交通環境の整備に努めるとともに、飲酒運転や最高速度違反等、交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反に対する指導取り締まりの強化を図ることとしております。

本年も、関係機関・団体と連携して、総合的な交通事故総量抑止対策を推進し、安全で快適な交通社会の実現を図ってまいりたいと考えております。

次に、「災害等重大事案への対処とテロの未然防止対策の推進」についてであります。

災害等重大事案への対処につきましては、東日本大震災等への教訓を踏まえながら、大規模地震・津波対策等として、従来の被害想定を超

える被害を想定した災害対応図上訓練を実施するなど、事前対策の強化と初動体制の確立を図っているところであります。

また、昨年、南海トラフ巨大地震の被害想定が示されましたが、被災地全域で最大約32万人の死者が想定され、本県においても約4万2,000人に上ると発表されたところであります。今後も、自然災害や突発事案への備えを怠ることなく、平素から実践的訓練や関係機関との連携を図り、迅速・的確な警備措置や対策の見直し、対処能力の一層の強化を推進することとしております。

また、テロの未然防止対策の推進につきましては、世界的な経済の停滞、国内経済の悪化などから、政治経済、社会情勢等に対する不満や不安が拡大し、突発的なさまざまな事象の発生が懸念されているところであります。このような国内外の情勢を注視して、テロ等の「兆し」を的確に把握し、テロの関連情報の収集、公共交通機関等に対する警戒警備を強化するとともに、関係機関・団体と緊密な連携を図り、テロの未然防止を図ることとしております。

次に、「重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧」についてであります。

重要犯罪につきましては、昨年は、殺人事件や持凶器強盗事件、現住建造物等放火事件など社会の耳目を引く事件が発生しましたが、迅速的確な初動捜査と徹底した基礎捜査により、そのほとんどを早期に検挙したところであります。本年も引き続き、県民に不安を与え、その安全を脅かす殺人や強盗などの重要犯罪の徹底検挙を図っていくこととしております。

一方、組織犯罪対策につきましては、暴力団組織の壊滅に向けた取り締まりを初め、覚醒剤及び大麻事件の検挙など薬物事犯に対する取り

締め等々を強力に推進したところであります。また、宮崎県及び県内全ての市町村において、暴力団排除条例が制定されており、社会全体で暴力団を排除する体制が強化されております。

そこで、本年も、暴力団を初めとする犯罪組織に対する取り締め等々として、構成員等の徹底検挙と資金源封圧のための諸対策を推進するとともに、県民生活を脅かす銃器・薬物事犯の検挙等々、犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策を推進していくこととしております。

また、暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、県や市町村、宮崎県暴力追放センター等関係機関・団体はもとより、県民と相互に連携・協力して暴力団排除を推進していくこととしております。

次に、「少年の非行防止と保護総合対策の推進」についてであります。

本県における近年の少年非行情勢は、刑法犯少年の検挙人員は減少傾向にあるものの、その中で再非行の割合は増加傾向にあり、昨年は、少年による強盗事件が発生するなど、依然として予断を許さない状況にあります。このような情勢を踏まえ、非行を繰り返すなどの問題を抱える少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動等々、積極的な声かけ・あいさつ運動等々による少年を見守る社会機運の醸成といった非行少年を生まない社会づくりを引き続き強力に推進することとしております。

また、インターネットを利用した児童ポルノ等の犯罪被害が依然として発生していることから、児童が使用する携帯電話のフィルタリングの100%普及を目指した継続的な取り組みを行うとともに、児童虐待や児童買春等の福祉犯罪による被害少年の継続的支援等々の保護対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

最後に、「被害者支援の推進」についてであります。

警察は、被害の届け出、被疑者の検挙、被害回復等々その軽減、再発防止対策等々を通じ、犯罪被害者等と最も密接にかかわり、これらの人を保護する役割を担う機関であります。そういった立場から、犯罪被害者等の視点に立った途切れることのないきめ細やかな支援を確実に行っていくことが重要であると考えております。

本年も、精神的・経済的支援等々直接的な支援に加え、知事部局、市町村、みやざき被害者支援センター等、関係機関・団体と緊密に連携をとり、総合的な被害者支援活動に取り組むとともに、社会全体で被害者等を支える機運を醸成するために、積極的な広報啓発活動を推進することとしております。

以上、平成25年の運営方針及び運営重点について御説明申し上げましたが、本年も県民の負託に応えるべく、力強い警察の構築を図り、各種の警察活動を積極的に展開することといたしますので、今後とも、御理解、御支援をよろしくお願いいたします。以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。報告事項についての質疑はございませんか。

○蓬原委員 2ページですけど、重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪の封圧、この3番の犯罪インフラ対策というんですけど、インフラ整備というのは聞きますけど、犯罪インフラ対策、何となくわかるようなわからないような、具体的にどうということか説明してください。

○横山刑事部長 犯罪組織が存立するということか、その背景には、それを支援するということか、そういう仕組みがあるわけでありませうけれども、その仕組みをインフラという話で言っておるわけですが、例えば資金源となるようなそういう仕

組み、そういうものを解明するとか、あるいは暴力団にそういう存立のベースになるようなものを遮断する、そういう取り組みをしっかりとやっていきたい、こういうことです。

○太田委員 同じ2ページの少年の非行防止の対策ですが、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動等というふうに書いてありますが、以前説明された事業の中で、少年をテーマにしたことだったか、ちょっと記憶がないんですが、犯罪を起こした少年等に対して、見守るといふか仕事を何かしていただきながら支えるというような事業があったかと思うんです。あれは少年に関するテーマでしたかね、大人も含めておりましたかね。

○深田生活安全部長 あれは少年を対象とした事業でありまして、いわゆる過去に警察で非行少年として取り扱った少年、この少年について、保護者の同意を得て警察のほうでもろもろ支援するという事業でありまして、これの事業の内容については、先般御説明いたしましたとおり、清掃活動であるとかボランティア活動、それから農業体験活動であるとか、そのようなものでございます。これについては、12月までに9回実施いたしましたして、40名の少年が参加したという実績がございまして、以上でございます。

○太田委員 わかりました。初めての取り組みだったかと思うんですが、そういう成果が上がって、実際9回、40名ということであれば、今後またいい取り組みにしていきたいなと思っています。

関連して、前回も私、ちょっと表現がうまくできなかったんですが、非行に走る少年というのは、実態を調べてみると、その家の中がごたごたというか、悪く言えば、けもののような生活をせざるを得ない子供さんたち、そういう家

庭の中で育ってきた、親との関係で、本当にそういう家庭も私もちらっと見たこともあったものですから、非行に走るというのが、やむを得ずそうになってしまうだろうなと思えるような、子供には責任はないんだがと、親の問題とか、そんなことも感じるものですから、いわゆるいい意味で健康な家庭づくりをしてくれないかなという思いが強いわけですね。それで、刑法に触れる。取り調べをされる刑事部長あたりでも、いろんなそういうデータが上がってくると思うんですが、ぜひいい家庭づくりをしていただきたいということも、私、警察というのは、どちらかというとり調べとか取り締まりというイメージが強いんですが、先ほど言ったように、少年にそういう手を差し伸べることもするようになった警察の業務でもありますし、恐らくそういう意味で、取り調べをする刑事の仕事の中にもいろんな教訓を、こうあってほしいなというのがいっぱいあると思うんですよね、世の中、家庭づくりとか人間の、青少年健全育成について。そういうメッセージも少し出せるころは出していきたいなと。すると、私たちがそれを読んで勉強にもなるし、そういう関連で県民の方も、こういう家庭づくりをせないかんかなとか、こういう悲惨なことになってはいかななという、そういう題材としても何かもし出せるならば、メッセージとして文集か何かにも出していただけるようなことになると、また違ってくるかなという気はいたしました。何かそんなことはできないものかなと思ったところです。いい取り組みということで、そういうのがもし出せたら県民も勉強になるんじゃないかなと思ったところなんです、それはどうでしょうかね。

○深田生活安全部長 貴重な御意見、ありがと

うございました。本県、この手を差し伸べる事業、これ等々についても、委員おっしゃったとおり、初年度事業でございますので、またこれの効果等を含めて、私どものほうから情報発信できる部分については、ぜひ今の御意見を参考に情報発信しながら、おっしゃいましたような家庭環境等が一番少年の育成には大事でございますので、そういうもので何らかの形で役に立つような情報発信をまた今後していきたいと、そのように考えております。ありがとうございました。

○太田委員 　そういうことで、ちょっとなかなか難しいところではあったんですが、ある刑事の方に聞いたら、本当に涙を流しながら取り調べをしたこともあるというような、そういう家庭環境やら聞いたりすると涙が出る思いだ、そういう信頼を、逆に犯罪を起こした人と信頼関係をつくって取り調べもすることもあるんだよという話もちょっと聞いたことがあったものですから、そういうことが出せる部分がありましたらということですね。わかりました。

○新見委員 　2ページ目の少年の非行防止と保護総合対策の推進の中の3項目め、福祉犯罪という表現がございますが、もう一度この福祉犯罪の概念と、あとここに記載のもの以外にどういったものが福祉犯罪と言われるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○深田生活安全部長 　福祉犯罪についての定義等でございますけれども、これについては、いわゆる少年の福祉を害する犯罪ということで、一まとめにして言いますとそのようになりますけれども、具体的な罪名等で御説明しますと、いわゆる育成条例というのがございますけれども、これで18歳未満の子供にみだらな行為をするとか、そういうようなもの、それから児童買

春・児童ポルノ違反、児童福祉法違反、そういうようなものがございます。また、法律名で言いますと、先ほど言いました児童福祉法、毒劇物取締法違反等々、多岐に及んでおります。検挙事例でございますけれども、昨年は、平成24年、福祉犯として検挙した事例は41件、37名の者を福祉犯ということで検挙いたしております。その内訳が、先ほど言いましたように、青少年健全育成条例違反、児童買春・児童ポルノ違反、それから風俗営業等の適正化法違反、このようなものでございます。そのうち、被害少年につきましては24人ございました。いわゆる18歳未満でございます。以上でございます。

○横田委員 　暴力団排除条例が施行されてから、県民の暴力団排除に対する機運というのは非常に高まってきているんじゃないかと思えますけれど、この条例が施行されてからこっち暴力団の動きに変化が出てきているのか、また、組織の縮小傾向にあるのかをちょっと教えていただきたい。

○横山刑事部長 　暴力団については、12団体の250名というのを昨年来、御報告申し上げておったと思うんですけども、暴力団対策法が改正等になって、今だんだん縮小傾向もありますけれども、構成員というそういう認定を厳格に——部外との情報交換という関係もありますので——するようになりましたので、組織数は変わりませんけれども、暴力団そのものは約100名というのが構成員の数であります。ただ、暴力団構成員という認定の基礎資料を的確に収集するという意味で、暴力団の周辺者と言っておりますし、密接交際者とか、そういう暴力団と関連がある者についても、そのほかに100数十名把握して、さらに分析をしっかりとやっていくという方向であります。それと、効果ということ

で、県の議会の御理解で条例制定に至ったわけでありすけれども、現実には暴力団のこれまで検挙した関係者の弁によりますと、非常に暴力団排除条例が施行になって、例えば飲食店の利用がしにくくなったとか、あるいは交際について警察からマークされておる、そういう状況があるので、あんまりうかつなことはできないとか、最近の話で言うならば、忘年会なんかも簡単にやれなくなったとか、あるいはゴルフ場の施設利用の詐欺とか、そういうものも排除条例の効果とあわせまして、なかなかそういうところも利用しにくくなったとか、そういう話が出ております。総じて言いますと、非常に条例制定いただいて、我々のほうも取り締まりしやすくなりましたし、あるいは一般市民の方々も、暴力団との接触といいますか、交友関係、交際について、断ち切るための一つの材料、道具になった、そういう傾向が見られますので、非常に効果が出ておるんじゃないかというふうに思っております。以上であります。

○横田委員 非常にうれしく思います。飲食店なんかも、怖がることなく安心して通報とかできるようにさらに努力していただきたいと思えます。

それと、テロの未然防止ということが書いてありますけど、あんまり宮崎県でテロという話は実際聞いたことがないような気もするんですが、現実にはテロにつながるようなそういう不穏な動きというか、そういったのがあるものなんでしょうか。

○日高警備部長 現在のところ、そういう情勢という情報は入っておりません。もしそういう情報等がある場合には、国内、それらテロリスト等の入国を阻止するというので、入国管理局なんかも一緒であります。関係機関、これ

と連携しまして、まず陸海空の水際対策とか、そういうところを強化したり、テロに関連する公共交通機関とか人の集まる場所とか、そういうところの警戒とか、そういうのを行っていくようにしております。今のところ、そういう情報というようなことはあっておりません。以上であります。

○横田委員 安心しました。今のところないからといっても、いつそういう状況になるかわかりませんので、他府県等とも連携をとりながら頑張りたいと思います。

○清山副委員長 先ほど新見委員の質問で、関連して、少年の福祉犯罪等取り締まり強化で青少年健全育成条例というのが出ましたけど、この間、私も質問させてもらったんですが、これは、いわゆる有害図書がコンビニなんかでも非常に気軽に置かれるようになって、あれもたった10センチのこんなボードで区画しておけば、非常に簡単に手軽に置けるようになっていて、さらに自動販売機もたくさんあるところで、僕も思春期の学生がちらちら見る分をうるさく言うつもりはないんですけども、一番嫌なのが、園児、幼児とか小学生ぐらいの子供たちでも、コンビニとかその辺うろろしているところで、親としても物すごく不愉快なんですけれども、非常に青少年健全育成条例って物すごくざるになっていて、例えばああいう県内の自動販売機なんかでも、有害図書、こども家庭課なんかわざわざ行って購入して、中身を調べて有害図書に指定して初めて指導ができて、指導しても、その1冊だけ取り除いてしまえば、すぐ後から明らかな有害図書を入れてしまえば、次に指導に来るのが1年後、2年後かよくわからないという、ざるになっているんですけども、これはもっとこども家庭課あたりと連携して取り締

まりを強化していただくなり、この条例なんかよりもより厳しい方向で提案していただきたいなど、常々思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

○深田生活安全部長 今の件でございますけれども、副委員長おっしゃいましたとおり、この条例そのものの所管といいますものが県警ではございませんで、いわゆるこども家庭課ですか、そちらのほうになっておりますので、また我々のほうも、そのような御意見があったということもしっかり県の部局のほうにもお伝えして、そしてまた連携を今後とも強化してまいりたい、そのように考えております。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。ないようでしたら、今回の報告事項以外のその他のことでないでしょうか。

○清山副委員長 その他のことで、最近、医療機関内でのいわゆる有害事象というものが報道されるのが相次いでいたり、また、この間、医師法違反で県内で看護師さんが捕まったりする事件がありましたけれども、いろいろ見ていく中でちょっとお尋ねしたいんですが、いわゆる異状死として届け出義務を定めているのが医師法だと思っておりますけれども、異状死があったときに警察へ届け出する義務、これも以前も何例かその届け出義務違反ということで逮捕されたりした事例があったと思うんですが、この異状死に関しては、診療関連死というものを含めるのか含めないのかというのは、どういう解釈に今なっているのでしょうか。いわゆる診療関連死、例えば薬剤を投与して予期せぬ副作用で亡くなってしまったとか、術中も、今、医療現場ではインフォームド・コンセントとあって、100%成功する確率はありませんとあって、0.1%や1%でもそういう合併症が生じて死に至ること

もあると全例同意書を書かされて、半ば患者さんを脅すようにやっていると思うんですが、その万が一の事例が生じたようなときに診療関連死と言ったりしますけれども、そうしたものの異状死として警察に届け出義務があるのかどうなのか、その辺、解釈は今どうなっているんですかね。

○深田生活安全部長 医師法そのものの所管といいますのが、この手の法律というのは、知事部局の医療薬務課ですかね、それとか厚労省等々がなっておりますので、そこらあたりの解釈につきまして、果たして私どもが答えていいのかなという部分がございます、確かに今、副委員長言われましたように、医師法の21条に、そういう異状死体、これを認めたときには24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない、そのように規定されておるようです。ですから、先ほどおっしゃいましたけれども、過去のそういう事例で見ますと、いわゆる自殺の現場に、家族から届け出を受けたお医者さんが、見た目だけで「これは自殺ですね」ということで異状死と認めずに警察に届け出ずに、そして、そのまま警察に届け出なかったということで、届け出義務違反ということで検挙した事例は確かにございますけれども、それ以上踏み込んで、これについての解釈面については、ちょっと今私がここで答えるのはいかがなものかなと思っておりますので、大変申しわけありませんけど、答えにならずに申しわけありません。

○清山副委員長 実態として、今そういうふうな異状死ということで、県内の医療機関からやはり届け出というのはどんどんあっているものなんですか。

○深田生活安全部長 刑事部長の所管のほうになろうかと思っておりますけれども、実際、病院等か

らの届け出もたくさんあっております。あとは刑事部長のほうで答えてもらいます。

○横山刑事部長 病院からの届け出も受けて検視活動を行っております。原因がはっきりしないというような場合には、病気そのもので明らかに例えばずっと入院中であるとか、あるいは診察を受けておるとか、そういう方々が亡くなった場合というのは、あえて犯罪の疑いというのがないことが多いわけでありますので、そういうものについての届け出がないことはありますけれども、例えば御自宅で亡くなってお医者さんが呼ばれる、あるいは急に例えば喉に詰まらせたとか、そういうようなものがあつたときには呼ばれて行きますけれども、そういうときには、お医者さん、医師の意向で連絡があつて検視をするということはありません。

○清山副委員長 結局迷ったら届け出しているようなものが現状かなと思いますけど、多分数年前か、福島での産婦人科の手術で出血多量で亡くなった事件で、届け出義務違反で逮捕されたりしたのをきっかけにすごくふえたんだと思うんですけれども、結局厚労省の解釈次第というところなんですかね。そこはまだあやふやな部分があると理解してよろしいんですか。

○深田生活安全部長 答えにならないかもしれませんが、先ほど副委員長おっしゃいました先般の事件でございますが、これについても、見解等については、しっかり私どものほうでは厚労省のほうから見解をいただいて、そして事件に着手する、そのような手順を踏んでおりますので、そういう部分については、今、副委員長がおっしゃったようなこともあるのかなと、そのように感じております。

○横山刑事部長 副委員長、専門でございますので、多分私より詳しいと思うんですけれども、

先般のノロウイルス、特別法で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律という第12条の2項に、医師の届け出義務が課せられております。これは、同法律に指定する疾患については、施行規則で規定されておるわけですけれども、ノロウイルスは感染性胃腸炎に属する疾患でありますので、病院等が定点として定められており、定点の指定院のみが、感染性胃腸炎の患者を認知したら、7日以内に最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない報告義務を負っている、しなかった場合は50万以下の罰金という特別法が設けられております。全体的な回答にはなりませんけれども、そういう特別法があります。

○清山副委員長 今のは多分感染症法かなと思うんですけれども、それは定点報告の指定感染症になっているので、定点に指定されている医療機関はそうやって届け出義務があると思うんですけれども、そういう報告の定点観測ポイントになっていない医療機関では届け出義務になっていないと思うんですね。私、今回ちょっと思ったのは、院内のインフルエンザでも起き得ると思うんですけれども、外来の家族やお見舞いの方々が持ち込んで、知らない間に患者さんが熱を出して、そこから職員がかかって、またほかの人がうつして行って、そういうところで、仮に非常に寝たきりの患者さんが物すごく多い病院だと、普通の人だったら熱が2～3日出て治るはずのインフルエンザが死に至らしめることがあるんですけれども、そういう院内感染での死亡事例というのも、きちんと医師法21条に基づいて警察に届け出しなければ罰せられるのかなというのがちょっと疑問として持ったので、それも厚労省の解釈ですよ。多分実際に事例が生じて、行政等も解釈を紹介しながら

動くことになるのかなと思いました。以上です。

○横田委員 さきの東日本大震災で、消防団員が水門を閉めに行ったりとか避難誘導をする際に津波に巻き込まれてしまったという事例がたくさんあって、今、消防団の中でも、どこまでそういう活動をするべきなのかという議論もなされていると聞いているんですけど、当然警察官も同じような状況にあると思うんですよね。警察官の責任感で、まだそこに避難できていない人がおられたら、多分避難させるための最大限の努力をされると思うんですけど、でも、やっぱりそこで警察官だって命が失われるというのは非常に残念なことだと思いますので、そういった津波とかが発生したときに、どこまで警察官としての活動をすべきなのかといった議論なんかはされているものなんでしょうか。

○日高警備部長 警察官も東北のほうでは30名、このうち5名まだ行方不明ということで、25名殉職ということになって出ておりますけれども、今言われたように、全国的に基準といいますか、こういうときはこうなさい、これからは引き揚げなさいとか、そういうのはありませんけれども、私どもといたしましても、東日本の教訓を受けまして、まず津波を捉えたときに、沿岸の交番・駐在所あるいは警察署、ここに救命胴衣、これの配置のないところもあったものですから、すぐに調査して全部救命胴衣を配置しております。それから、警察官は全部無線機を持っておりますので、津波なんかの到達予想時刻とか、そういうのがわかれば速やかに連絡を何度も入れて、警察官にその時間を自覚して、避難誘導時にもその時間との関係をよく警戒していただいて動く、それから現場の沿岸の警察官、今言われたように、警察は個人の生命・身体、それが第一ですので、警察官がそこから離れる

ということではできませんので、ですから、管内のそういう避難誘導をしておいて津波の到達時刻もわかっておると、その時間になったら、自分が一番近いところの高台といいますか避難場所というか、そこはどこかということも、日ごろから、ここであればどこということ、避難する場所を自分で決めておくように、あるいは把握しておくように指示しておるところであります。以上であります。

○横田委員 絶対そうすべきだと思うんですよね。警察官といえども自分の命はしっかりと守るべきだと思いますので、最大限の努力はしていただくのが当然だと思いますけど、何とか自分の命を考えながらの行動をしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。私から1点お伺いしたいんですけども、合法ドラッグってありますよね。国も合法ドラッグに対しては、いろんな新しいものが出てくるんでしょうけれども、対策を打って合法から違法ドラッグに変えていくという取り組みをされていると思うんですが、合法ドラッグというものが宮崎県内に流通しているのか。合法でありますから、持っていたとしても処罰できないということなんでしょうけれども、合法ドラッグで、ちょっとどういう症状になるかわかりませんが、ちょっとおかしくて暴れて逮捕したとか、そういう事例というのは宮崎県内にあるんでしょうか。

○横山刑事部長 合法ドラッグ、そういう言葉がよくわかりませんが、脱法ドラッグ——脱法のほうですね——というのは、麻薬などと同等に、多幸感とか快感等の薬理作用を得られる薬物でありますけれども、薬物取締法がいろいろありますが、それに基づく取り締ま

りの対象になっていないものを脱法ドラッグと言っておりますけれども、本県での取り締まり対象となる脱法ハーブ販売店は、宮崎県内に1店舗把握しております。この店に対しては、県の医療薬務課薬対室と連携して、昨年の6月に2回ほど立入を実施し、違法薬物の陳列とか販売の禁止等の要請・指導を、県のほうからするのに連携して行ったということがございます。

○西村委員長 それでおかしくなったと思われる方を逮捕したとか、そういう事例というのはないでしょうか。

○横山刑事部長 把握しておりません。現在までのところ、脱法ドラッグ、脱法ハーブ等に関連する事件の発生は認知しておりません。

○西村委員長 わかりました。ありがとうございました。引き続き、取り締まりといたしますか、監視も含めた取り締まりもお願いしたいと思います。

ほかはないでしょうか。ないようですので、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時48分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時48分閉会